								(八)	(九)	
								かご下綱車	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	
ニ　スラック式のものにあっては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。	非常止め作動時のかごの水平度	作動時及び復帰時の構成機器の状況	非常止めロープの状況	外観の状況	取付けの状況	音の状況	摩耗の状況	釣合ロープの張りの状況	釣合鎖とピット床のすき間の状況	かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況
かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。	イ　非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ　可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	目視、聴診及び触診により確認する。	目視により確認する。	テストハンマーによる打検等により確認する。	聴診により確認する。	目視により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ　触診により釣合ロープの張りが均等であることを確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。	目視により確認する。	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。 欠損又はき裂があること。	著しい摩耗、変形、伸び又は錆があること。 ナットに緩みがあること。 異常音があること。	著しい不均等があること。	釣合鎖がピット床に接触していること。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあっては割ピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。				

								(十)	(十一)	
								釣合おもり底部すき間	移動ケーブル及び取付部	ピット内の耐震対策
	釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	止め金具及びその取付部の損傷の状況	すき間の状況	移動ケーブルの軌跡の状況	取付けの状況	移動ケーブルとピット床のすき間の状況	ロープガード等の状況	ガイドレールとのかかりの状況		
	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	すき間を測定する。	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	目視により確認し又は測定する。		
取付けが確実でないこと。	止め金具又はその取付部に損傷があること。	イ　最小値が昇降機の検査標準（JIS A四三〇二）におけるかご、釣合おもりと緩衝器の距離の規定値を満たしていること又は最大値が当該検査標準に定める速度と頂部すき間の規定値を確保できないこと。 ロ　次回の定期検査時又は定期点検時までにイの基準に該当するおそれがあること。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	移動ケーブルがピットと接触していること又は最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。			